社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程(以下「規程」という。)第 38条の規定により規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規則において使用する用語は、次の各号に定めるものを除くほか、規程で定める用語の例による。
 - (1) 事務局 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会(以下「協議会」という。) 定款第35条第 1項に規定する事務局をいう。
 - (2) 事務局長 協議会定款第35条第2項に規定する事務局長をいう。
 - (3) 次長 協議会組織規程第3条第1項に規定する次長をいう。
 - (4) 課 協議会組織規程第2条に規定する組織をいう。
 - (5) 課長 前号に規定する課の長をいう。

(個人情報保護管理責任者等)

- 第3条 規程第4条第1項に規定する個人情報保護管理責任者(以下、「管理責任者」という。)は、事務 局長の職にある者をもって充てる。
- 2 管理責任者を補佐するため、個人情報保護取扱責任者(以下、「事務取扱責任者」という。)を置き、次長をもって充てる。
- 3 事務取扱責任者を補佐するため、個人情報保護事務取扱者(以下、「事務取扱者」という。)を置き、 各課長をもって充てる。

(委託契約における措置)

- 第4条 規程第15条に規定する委託契約において、受託者が講ずべき措置とは、委託契約特記事項のとおりとする。
- 2 規程第15条に規定する派遣労働者に事務を行わせようとするときは、規程の趣旨に沿った個人情報 保護に係る事項を遵守する旨を明記した誓約書その他これに類する書類を提出させなければならな い。ただし、派遣労働者が行う事務内容又は性質により、誓約書を提出させる必要がないと協議会会 長が特に認めたときは、この限りでない。

(開示請求等の手続き)

- 第 5 条 規程第24条に規定する手続きは、次の各号に掲げる請求の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。
 - (1)規程第17条に規定する開示の請求 個人情報開示請求書
 - (2) 規程第20条に規定する保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)及び第22条に 規定する利用停止等の請求 個人情報訂正・利用停止請求書

- 2 規程第30条第1項に規定する意義の申出は、書面により行うものとする。
- 3 前各号に掲げる書面を提出する場合には、当該請求者に係る公的機関が発行した身分証明書等を 提示しなければならない。ただし、協議会が、郵送等により開示請求者等に文書により照会し、その回 答書を自ら持参したときは、この限りでない。
- 4 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わって当該請求書等を提出しようとする場合には、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 戸籍謄本等当該本人と当該法定代理人との関係を明らかにすることができる書類
 - (2) 本人の委任による代理人 当該本人の次に掲げる意思が明示された委任状
 - ア 開示請求等を行う意思
 - イ 当該代理人にアの開示請求等を行わせる意思

(開示請求等に対する決定及び措置)

- 第6条 規程第26条各項の決定を行った旨の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 個人情報非開示決定通知書
 - (3) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行う旨の決定 個人情報訂正・利用停止決定通知書
 - (4) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わない旨の決定 個人情報非訂正・利用停止決定 通知書
 - (5) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う旨の決定 個人情報訂正・利用停止決 定通知書
 - (6) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わない旨の決定 個人情報非訂正・利用 停止決定通知書
- 2 協議会は、前条各号に掲げる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該請求等を却下し、その旨を当該本人及び当該代理人に対し、代理人による個人情報開示請求等却下通知書により通知するものとする。
- (1) 代理人による開示請求等に関する確認書の記載内容により、当該本人において、開示請求等を行う意思がないこと又は当該代理人に当該請求等を行わせる意思がないことを確認したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該開示請求等を却下する相当の理由があると認められるとき。
- 3 規程第30条第2項に規定する異議申出の回答は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各 号に定める様式のとおりとする。
 - (1) 異議の申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 異議申出回答書(開示)
 - (2) 異議の申出に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 異議申出回答書(非開示)

(開示決定等の期間延長の通知)

第7条 規程第27条第2項及び第3項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長・再延長通知書により行うものとする。

(開示の実施方法等)

- 第8条 規程第26条第1項に規定する保有個人情報の開示の実施は、当該保有個人情報を保有している課において行うものとする。
 - 2 文書の公開は、事務局長が指定する日時及び場所において職員の立会いのもとに行うものとする。
 - 3 前項の場合において、文書の公開を受けるものは、当該文書を丁寧に取り扱い、汚損・破損又は 抜き取りをしてはならない。
 - 4 文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては 視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等で適切な方法により 行う。
 - 5 前項の視聴又は閲覧の方法による文書の開示にあっては、事務局は、当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書の写しによりこれを行うことができる。

(保有個人情報の写しの交付部数)

第9条 保有個人情報が記録されている文書の写し(以下「保有個人情報の写し」という。)の交付は、1 件の請求につき1部とする。

(保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の額等)

- 第10条 規程第29条第3項に規定する費用の額のうち、保有個人情報の写しの作成に要する費用の額は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会情報公開・個人情報保護規程施行規則別表に定める額とし、写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に係る郵便料金の額とする。
- 2 前項の費用は、前納しなければならない。

附則

1 この規則は、平成17年5月27日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程施行規則(平成3年4月1日施行)(以下 「旧規則」という。)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年12月9日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第2号様式第15項から第17項までの改正規 定については、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。